

(参考)

(平成25年7月1日環境再生保全機構部会決定)

評価項目	評価比率
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	50%
公害健康被害補償業務	10%
1. 汚染負荷量賦課金の徴収	5%
2. 都道府県等に対する納付金の納付	5%
公害健康被害予防事業	7%
1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	2%
2. ニーズの把握と事業内容の改善	2%
3. 調査研究	1%
4. 知識の普及及び情報提供の実施	1%
5. 研修の実施	1%
6. 助成事業	1%
地球環境基金業務	10%
1. 助成事業に係る事項	5%
2. 振興事業に係る事項	2%
3. 地球環境基金の運用等	3%
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	3%
維持管理積立金の管理業務	3%
石綿健康被害救済業務	17%
1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	3%
2. 制度運営の円滑化等	3%
3. 認定・支給の適正な実施	5%
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	2%
5. 救済給付費用の徴収	2%
6. 救済制度の見直しへの対応	2%
II. 業務運営の効率化に関する事項	23%
1. 組織運営	6%
2. 業務運営の効率化	15%
3. 業務における環境配慮	2%
III. 財務内容の改善に関する事項	20%
(1) 予算	
(2) 財務の状況	10%
(3) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	8%
(4) 短期借入金の限度額	
(5) 重要な財産の処分等に関する計画	2%
(6) 剰余金の使途	
(7) 保有資産の見直し	
IV. その他業務運営に関する重要事項	7%
(1) 職員の人事に関する計画	5%
(2) 積立金の処分に関する事項	2%